

の適用を受ける場合を除く。)。(施設基準第 16 号において準用する施設基準第 8 号イ)

イ 療養型病床群に係る病室による診療所旧療養型病床群に係る病室にあっては、1 の病室の病床数が四床を超えるか、又は入院患者 1 人当たりの病室の床面積が 6.4 平方メートルに満たないか、又は隣接する廊下の幅が内法による測定で 1.8 メートル(両側に居室がある廊下については、2.7 メートル)未満であること。平成 13 年医療法施行規則等改正省令附則第 41 条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室にあっては、隣接する廊下の幅が内法による測定で 1.8 メートル(両側に居室がある廊下については、2.7 メートル)未満であること。

ロ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者 1 人当たり 1 平方メートル未満であり、しかし、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していること。  
ハ 看護職員又は介護職員の員数が、療養型基準に定める員数に満たないこと。

⑤ 診療所療養病床療養環境減算(II)の基準  
診療所療養病床療養環境減算(II)は、次のいずれかに該当する場合に適用されること(施設基準第 16 号において準用する施設基準第 8 号ロ)。

イ 食堂又は浴室を有していないこと。  
ロ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者 1 人当たり 1 平方メートル未満であり、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していないこと。  
⑥ 特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合に特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合にあっては、当該病室に入院している患者について、病院療養病床療養環境減算(III)若しくは診療所療養病床療養環境減算(II)を適用するものとすること。

⑦ 病棟ごとの適用の原則

療養環境減算について、各病棟を単位として評価を行うものであり、設備基準を満たす病棟とそうでない病棟とがある場合には、同一施設であっても異なる療養環境減算の適用を受けることとなること。

の適用を受ける場合を除く。)。(施設基準第 13 号において準用する施設基準第 7 号イ)

イ 療養型病床群に係る病室にあっては、1 の病室の病床数が四床を超えるか、又は入院患者 1 人当たりの病室の床面積が 6.4 平方メートルに満たないか、又は隣接する廊下の幅が内法による測定で 1.8 メートル(両側に居室がある廊下については、2.7 メートル)未満であること。平成 13 年医療法施行規則等改正省令附則第 41 条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室にあっては、隣接する廊下の幅が内法による測定で 1.8 メートル(両側に居室がある廊下については、2.7 メートル)未満であること。

ロ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者 1 人当たり 1 平方メートル未満であり、しかし、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していること。  
ハ 看護職員又は介護職員の員数が、療養型基準に定める員数に満たないこと。  
⑤ 診療所療養病床療養環境減算(II)の基準  
診療所療養病床療養環境減算(II)は、次のいずれかに該当する場合に適用されること(施設基準第 13 号において準用する施設基準第 7 号ロ)。

イ 食堂又は浴室を有していること。  
ロ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者 1 人当たり 1 平方メートル未満であり、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していないこと。  
⑥ 特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合に特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合にあっては、当該病室に入院している患者について、病院療養病床療養環境減算(III)若しくは診療所療養病床療養環境減算(II)を適用するものとすること。

⑦ 病棟ごとの適用の原則

療養環境減算について、各病棟を単位として評価を行うものであり、設備基準を満たす病棟とそうでない病棟とがある場合には、同一施設であっても異なる療養環境減算の適用を受けることとなること。

(11) 入院患者が外泊したときの費用の算定について  
7の(4)を準用する。

(11) 入所者が外泊したときの費用の算定について  
7の(4)を準用する。

- (12) 療養型介護施設サービス費(I)の算定要件について
- 療養型介護施設サービス費(I)は、平成12年3月31日において6月以上老人医科診療報酬点数表第一章の療養一群入院医療管理料(N)、療養二群入院医療管理料(I)または老人病棟入院医療管理料(I)が算定されていた病棟についてのみ算定できるものであるが、前記の各入院医療管理料の算定期間をあわせて6月以上となっている場合にあっても算定は可能であること。

- (12) 入院患者が他医療機関へ受診したときの費用の算定について
- ① 介護施設に入院中の患者が、当該入院の原因となった傷病以外の傷病に罹患し、当該介護施設以外の診療の必要が生じた場合は、他医療機関へ転医又は対診を求めることを原則とする。
- ② 介護施設サービス費を算定している患者について、当該介護施設サービス費に含まれる診療を他医療機関で行った場合には、当該他医療機関は当該費用を算定できない。
- ③ ②にかかわらず、介護施設サービス費を算定する患者に対し眼科等の専門的な診療が必要となった場合(当該介護施設に当該診療に係る診療科がない場合に限る。)であって、当該患者に対し当該診療が行われた場合(当該診療に係る専門的な診療科を標榜する他医療機関(特別の關係にあるものを除く。)において、別途定める診療行為が行われた場合に限る。)は、当該他医療機関において診療が行われた日に係る介護施設サービス費は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日に四四四単位を算定するものとする。
- 当該所定単位数を算定した日においては、基本食事サービス費及び特定診療費に限り別途算定できる。
- ④ 他医療機関において③の規定により費用を算定することのできる診療が行われた場合には、当該患者が入院している介護施設において、当該他医療機関に対し、当該診療に必要な情報(当該介護施設での介護施設への介護施設サービス費及び必要な診療科を含む。)を文書により提供する(これらに要する費用は患者の入院している介護施設が負担する。)とともに、診療録にその写しを添付する。

- (5) ③にいう「特別の関係」とは、次に掲げる関係をいう。
- ア 当該医療機関と当該他の医療機関の関係が以下のいずれかに該当する場合に、当該医療機関と当該他の医療機関は特別の関係にあると認められる。
- (イ) 当該医療機関の開設者が、当該他の医療機関の開設者と同一の場合
- (ロ) 当該医療機関の代表者が、当該他の医療機関の代表者と同一の場合
- (ハ) 当該医療機関の代表者が、当該他の医療機関の代表者の親族等の場合
- (ニ) 当該医療機関の理事・監事・評議員その他の役員等のうち、当該他の医療機関の役員等の親族等の占める割合が10分の3を超える場合
- (ホ) (イ)から(ニ)にまでに掲げる場合に準ずる場合(人事、賃金等の関係を通じて、当該医療機関が、当該他の医療機関の経営方針に対して重要な影響を与えることができると認められる場合に限る。)
- イ 「医療機関」とは、病院又は診療所をいう。
- ウ 「親族等」とは、親族関係を有する者及び以下に掲げる者をいう。
- (イ) 事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (ロ) 使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- (ハ) (イ)又は(ロ)に掲げる者の親族でこれらの人と生計を一にしているもの
- (13) 初期加算について
- 7の(5)を準用する。
- (14) 退院時指導等加算について
- 7の(6)(⑤)のイの訪問看護指示書の様式に係る部分を除く。 )を準用する。
- (15) 特定診療費について  
別途通知するところによるものとする。

### 第三 食費算定表

#### 1 一般的事項

- (1) 食事の提供について

#### 第三 食費算定表

#### 1 一般的事項

- (1) 食事の提供について

- (15) 特定診療費について  
別途通知するところによるものとする。

- (14) 退院時指導等加算について  
7の(6)(③)のイの訪問看護指示書の様式に係る部分を除く。 )を準用する。

- (13) 初期加算について  
7の(5)を準用する。

- (12) 特定期加算について  
7の(6)(③)のイの訪問看護指示書の様式に係る部分を除く。 )を準用する。

- (11) 特定期加算について  
7の(5)を準用する。

- (10) 特定期加算について  
7の(6)(③)のイの訪問看護指示書の様式に係る部分を除く。 )を準用する。

- (9) 特定期加算について  
7の(5)を準用する。

- (8) 特定期加算について  
7の(6)(③)のイの訪問看護指示書の様式に係る部分を除く。 )を準用する。

- (7) 特定期加算について  
7の(6)(③)のイの訪問看護指示書の様式に係る部分を除く。 )を準用する。

食事は、施設介護の一環として提供されるべきものであり、栄養並びに入所者又は入院患者(以下「入所者等」という。)の心身の状態、病状及び嗜好を考慮したものとともに、当該施設の施設介護の実態、当該地域における日常生活サイクル、患者の希望等を総合的に勘案し、適切な時間に行われなければならないこと。

また、入所者等の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

(2) 食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供は介護保険施設自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されることには、当該施設の最終的責任の下で第3者に委託することができる。

(3) 居室、病室関係部門と食事関係部門との連携について

食事提供については、居室、病室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とされていることが必要であること。

(4) 入所者等の栄養所要量について

食事提供は入所者等の栄養所要量について、入所者等の身体的特性に適合した栄養素が確保されるよう、考慮して行われる必要があること。介護療養型医療施設においては「入院時食事療養における一般食を提供している患者の栄養所要量について」(平成12年2月2日健医発第147号厚生省保健医療局長通知)に沿って提供されている必要があること。

また、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設においては、平成12年4月から使用される「第6次改定日本人の栄養所要量—食事摂取基準一」を踏まえ同様に取扱うこと。

(5) 嗜好への配慮について

調理方法、味付け、盛り付け、配膳等について入所者等の嗜好に配慮した食事が提供されていること。

果物類、菓子類等を適量摂取することは差し支えないこと。

(6) 調理及び配膳について

調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)等関係法規に準じて行わなければならないこと。

なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われなければなりません。

食事は、施設介護の一環として提供されるべきものであり、栄養並びに入所者又は入院患者(以下「入所者等」という。)の心身の状態、病状及び嗜好を考慮したものとともに、当該施設の施設介護の実態、当該地域における日常生活サイクル、患者の希望等を総合的に勘案し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

また、入所者等の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

(2) 食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供は介護保険施設自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第3者に委託することができる。

(3) 居室、病室関係部門と食事関係部門との連携について

食事提供については、居室、病室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とされていることが必要であること。

(4) 入所者等の栄養所要量について

食事提供は入所者等の栄養所要量について、入所者等の身体的特性に適合した栄養素が確保されるよう、考慮して行われる必要があること。介護療養型医療施設においては「入院時食事療養における一般食を提供している患者の栄養所要量について」(平成12年2月2日健医発第147号厚生省保健医療局長通知)に沿って提供されている必要があること。

また、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設においては、平成12年4月から使用される「第6次改定日本人の栄養所要量—食事摂取基準一」を踏まえ同様に取扱うこと。

(5) 嗜好への配慮について

調理方法、味付け、盛り付け、配膳等について入所者等の嗜好に配慮した食事が提供されていること。

果物類、菓子類等を適量摂取することは差し支えないこと。

(6) 調理及び配膳について

調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)等関係法規に準じて行わなければならないこと。

なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われなければなりません。

- ばならないこと。
- (7) 入所者等への栄養指導
- (8) 入所者等へは十分な栄養指導を行う必要があること。
- (9) 食事内容について
- 食事内容については、当該施設の医師又は栄養士(入所定員が40人を超えない介護老人福祉施設であって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士)を含む会議において検討が加えなければならないこと。
- (10) 書類の整備について
- 食事の提供に当たっては、検食簿、喫食調査結果、食事せん、献立表、入所者等の入退所(院)簿及び飲料品消費日計等の食事関係書類を作成し、その内容につき、記載が行われなければならないこと。
- (11) 検食について
- 医師又は栄養士等による検食が毎食前行われ、その所見が検食簿に記載されなければならないこと。
- (12) 入所者年齢構成表等の作成について
- 入所者年齢構成表、加重平均栄養所要量表及び食品構成表を必要に応じて(少なくとも6月に1回)作成していること。
- 2 基本食事サービスに係る事項
- (1) 管理栄養士について
- 管理栄養士については、当該施設に常勤で配置されていること。  
管理栄養士が同一敷地内の複数の介護保険施設の栄養管理等を行いう場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できる。なお、  
調理業務の委託先に管理栄養士が配置されている場合は算定できない。
- (2) 適時の食事の提供について
- 適時の食事の提供については、実際に入所者等に食堂(指定介護老人福祉施設基準第38条に規定する「共同生活室」を含む。以下同じ。)で夕食が配膳される時間が原則として午後6時であること。  
また、居室又は病室で夕食が配膳される場合においても原則として午後6時であること。
- (3) 適温の食事の提供について
- 適温の食事の提供については、食堂に隣接した厨房における調理又は保温庫等の使用によって、食堂において食事が提供されて

- ばならないこと。
- (7) 入所者等への栄養指導を行う必要があること。
- (8) 入所者等へは十分な栄養指導を行う必要があること。
- (9) 食事内容について
- 食事内容については、当該施設の医師又は栄養士(入所定員が40人を超えない介護老人福祉施設であって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士)を含む会議において検討が加えなければならないこと。
- (10) 書類の整備について
- 食事の提供に当たっては、検食簿、喫食調査結果、食事せん、献立表、入所者等の入退所(院)簿及び飲料品消費日計等の食事関係書類を作成し、その内容につき、記載が行われなければならないこと。
- (11) 検食について
- 医師又は栄養士等による検食が毎食前行われ、その所見が検食簿に記載されなければならないこと。
- (12) 入所者年齢構成表等の作成について
- 入所者年齢構成表、加重平均栄養所要量表及び食品構成表を必要に応じて(少なくとも6月に1回)作成していること。
- 2 基本食事サービスに係る事項
- (1) 管理栄養士について
- 管理栄養士については、当該施設に常勤で配置されていること。
- (2) 適時(6時以降)の食事の提供について
- 適時の食事の提供については、実際に入所者等に食堂で夕食が配膳される時間が午後6時であること。  
また、居室又は病室で夕食が配膳される場合においても午後6時以降であること。
- (3) 適温の食事の提供について
- 適温の食事の提供については、食堂に隣接した厨房における調理又は保温庫等の使用によって、食堂において食事が提供されて

いること。食堂において食事が提供されない場合にあっては、保温・保冷配膳車、保温配膳車、保温配膳車、保溫トレイ又は保温食器のいずれかを用いることにより、入所者等全員に適温の食事を提供する体制が整っていること。

なお、厨房内の専用エレベーターが各階の配膳室に直結し配膳室に隣接した食堂に迅速に配膳する体制が採られていること。  
食堂への移動が困難である等の理由により恒常に居室又は病室での食事の提供が必要な入所者等に対しても、保温・保冷配膳車、保温配膳車、保温トレイ又は保温食器のいずれかを用いて食事が提供されていること。なお、入所者等の心身の状況等による一時的な居室又は病室での食事の提供については、この限りでないこと。

ハ 電子レンジ等で一度冷えた食事を温めた場合は含まれないこと。ただし、クックチル、クックフリーズ又は真空調理(真空パック)法により料理を行う過程において急速冷却し、提供する際に再度加熱する場合は、電子レンジ等で一度冷えた食事を温めた場合にはあたらないこと。

ニ 保温食器は名称・材質の如何を問わらず、保温機能を有する食器であれば差し支えないこと。

### 3 特別食の提供に係る事項

#### (1) 特別食の加算について

特別食の加算については、入所者等の病状等に応じて、主治の医師より入所者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、23号告示に示された特別食が提供された場合に算定すること。なお、当該加算を行う場合は、特別食の献立表が作成されている必要があること。

#### (2) 加算の対象となる特別食について

加算の対象となる特別食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づいて提供される入所者等の年齢、病状等に応じた栄養量及び内容を有する治療食(腎臓食、肝臓食、糖尿病食、胃潰瘍食(流動食(経管栄養のための濃厚流動食は除く)、貧血食、脾臓食、高脂血症食、痛風食)、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食をいうものであること。

#### (3) 減塩食療法等について

いること。食堂において食事が提供されない場合にあっては、保温・保冷配膳車、保温配膳車、保温配膳車、保溫トレイ又は保温食器のいずれかを用いることにより、入所者等全員に適温の食事を提供する体制が整っていること。

なお、厨房内の専用エレベーターが各階の配膳室に直結し配膳室に隣接した食堂に迅速に配膳する体制が採られていること。  
ロ 食堂への移動が困難である等の理由により恒常に居室又は病室での食事の提供が必要な入所者等に対しても、保温・保冷配膳車、保温配膳車、保温トレイ又は保温食器のいずれかを用いて食事が提供されていること。なお、入所者等の心身の状況等による一時的な居室又は病室での食事の提供については、この限りでないこと。

ハ 電子レンジ等で一度冷えた食事を温めた場合は含まれないこと。ただし、クックチル、クックフリーズ又は真空調理(真空パック)法により料理を行う過程において急速冷却し、提供する際に再度加熱する場合は、電子レンジ等で一度冷えた食事を温めた場合にはあたらないこと。

ニ 保温食器は名称・材質の如何を問わらず、保温機能を有する食器であれば差し支えないこと。

### 3 特別食の提供に係る事項

#### (1) 特別食の加算について

特別食の加算については、入所者等の病状等に応じて、主治の医師より入所者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、23号告示に示された特別食が提供された場合に算定すること。なお、当該加算を行う場合は、特別食の献立表が作成されている必要があること。

#### (2) 加算の対象となる特別食について

加算の対象となる特別食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づいて提供される入所者等の年齢、病状等に応じた栄養量及び内容を有する治療食(腎臓食、肝臓食、糖尿病食、胃潰瘍食(流動食(経管栄養のための濃厚流動食は除く)、貧血食、脾臓食、高脂血症食、痛風食)、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食をいうものであること。

#### (3) 減塩食療法等について

心臓疾患等に対して減塩食療法を行いう場合は、腎臓食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対する減塩食療法を行いう場合は、加算の対象とはならないこと。また、腎臓食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食についてには、総量 7.0g 以下の減塩食をいうこと。

- (4) 肝臓食について  
肝臓食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、肝梗性黄疸食(胆石症及び胆囊炎による閉鎖性黄疸の場合を含む。)等をいうこと。
- (5) 胃潰瘍食について  
胃潰瘍食は、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄疸食(胆石症及び胆囊炎による閉鎖性黄疸の場合を含む。)等をいうこと。
- (6) 高脂血症食について  
肝臓食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、肝梗性黄疸食(胆石症及び胆囊炎による閉鎖性黄疸の場合を含む。)等をいうこと。

十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取り扱って差し支えないと。手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としないが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、特別食の加算が認められること。また、クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所者等に対する低残さ食については、特別食として取り扱って差し支えないこと。

- (7) 高度肥満症に対する食事療法について  
高度肥満症(肥満度が + 70 %以上又は BMI が 35 以上)に対して食事療法を行う場合は、高脂血症食に準じて取り扱うことができるのこと。
- (8) 特別な場合の検査食について  
経管栄養のための濃厚流動食は各栄養素の質的構成に十分考慮が払われているとともに、一グラム(1ml)と読み替えてよい。)につき 1 キロカロリー程度の熱量を有するものであること。
- (9) 高脂血症食の対象となる入所者等について  
特別食として提供される高脂血症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態における血清総コレステロール値が 220mg / dl 以上である者又は血清中性脂肪値が 150mg / dl 以上である者であること。

(10) 貧血食の対象者となる入所者等について  
特別食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中ヘモグロビン濃度が 10g / dl 以下であり、その原因が鉄分の欠乏によるものである者又は貧血食の対象者となる入所者等について

(11) 特別食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中ヘモグロビン濃度が 10g / dl 以下であり、その原因が鉄分の欠乏によるものである者又は貧血食の対象者となる入所者等について

- (12) 特別食として取り扱うことができる食事療法について  
高度肥満症(肥満度が + 70 %以上又は BMI が 35 以上)に対して食事療法を行う場合は、高脂血症食に準じて取り扱うことができること。
- (13) 特別な場合の検査食について  
経管栄養のための濃厚流動食は各栄養素の質的構成に十分考慮が払われているとともに、一グラム(1ml)と読み替えてよい。)につき 1 キロカロリー程度の熱量を有するものであること。
- (14) 特別な場合の検査食について  
経管栄養のための濃厚流動食は各栄養素の質的構成に十分考慮が払われているとともに、一グラム(1ml)と読み替えてよい。)につき 1 キロカロリー程度の熱量を有するものであること。
- (15) 特別な場合の検査食について  
経管栄養のための濃厚流動食は各栄養素の質的構成に十分考慮が払われているとともに、一グラム(1ml)と読み替えてよい。)につき 1 キロカロリー程度の熱量を有するものであること。

- (16) 特別食として取り扱うことができる食事療法について  
高度肥満症(肥満度が + 70 %以上又は BMI が 35 以上)に対して食事療法を行う場合は、高脂血症食に準じて取り扱うことができること。
- (17) 特別な場合の検査食について  
経管栄養のための濃厚流動食は各栄養素の質的構成に十分考慮が払われているとともに、一グラム(1ml)と読み替えてよい。)につき 1 キロカロリー程度の熱量を有するものであること。
- (18) 特別な場合の検査食について  
経管栄養のための濃厚流動食は各栄養素の質的構成に十分考慮が払われているとともに、一グラム(1ml)と読み替えてよい。)につき 1 キロカロリー程度の熱量を有するものであること。
- (19) 特別な場合の検査食について  
経管栄養のための濃厚流動食は各栄養素の質的構成に十分考慮が払われているとともに、一グラム(1ml)と読み替えてよい。)につき 1 キロカロリー程度の熱量を有するものであること。
- (20) 特別な場合の検査食について  
経管栄養のための濃厚流動食は各栄養素の質的構成に十分考慮が払われているとともに、一グラム(1ml)と読み替えてよい。)につき 1 キロカロリー程度の熱量を有するものであること。

由来する者であること。

掲示

- 4 介護保険施設における食事提供内容については、下記の内容について  
施設内の見えやすいところに掲示するものとする。また、入所者等に対してパンフレット等でもわかりやすく説明すること。
- (1) 基本食事サービス費  
食事の提供体制及び算定される基本食事サービス費の状況  
(2) 入所者等が選定する特別な食事の提供を行いう場合は下記の事項  
入所者等が選定する特別な食事を提供できること  
当該施設で毎日、又は予め定められた日に、予め希望した入所者等に対して、入所者等の自己負担により入所者等が選定する特別な食事の提供を行えること。  
□ 入所者等が選定する特別な食事の内容及び料金食事のメニューの一覧表、料金等

由来する者であること。

掲示

- 4 介護保険施設における食事提供内容については、下記の内容について  
施設内の見えやすいところに掲示するものとする。また、入所者等に対してパンフレット等でもわかりやすく説明すること。
- (1) 基本食事サービス費  
食事の提供体制及び算定される基本食事サービス費の状況  
(2) 入所者等が選定する特別な食事の提供を行いう場合は下記の事項  
イ 入所者等が選定する特別な食事を提供できること  
イ 当該施設で毎日、又は予め定められた日に、予め希望した入所者等に対して、入所者等の自己負担により入所者等が選定する特別な食事の提供を行えること。  
ロ 入所者等が選定する特別な食事の内容及び料金食事のメニューの一覧表、料金等

(様式) <u>別紙様式1 (新規)</u> <u>別紙様式2 (内容変更無)</u>	(様式) <u>別紙様式</u>
---	---------------------

計画評価実施日 年 月 日

利用者氏名 <small>男 女</small>	T 年 月 日生 <small>(歳)</small>	要介護度:	担当医:	PT:	OT:	ST:	SW:	看護師:	
健康状態(原因疾患、発症日等)	合併疾患	要用症候群:□軽度□中等度□重度 原因:	障害老人の日常生活自立度 正常 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 痴呆性老人の日常生活自立度 正常 I IIa IIb IIIa IIIb IV M						

本人の希望	家族の希望
-------	-------

参加 主 目標	目標[到達時期]							評価項目・内容												
	家庭内役割: 外出(目的・頻度等):							家庭内役割: 外出:												
活動	自立・介護 状況 項目	自宅での実行状況(目標):「する」活動						日常生活での実行状況:「している」活動						評価・訓練時の能力:「できる」活動						
		自立	見守り	口頭指示	一部介助	全介助	行わず	自立	見守り	口頭指示	一部介助	全介助	行わず	自立	見守り	口頭指示	一部介助	全介助	行わず	備考
	屋外歩行 (含:家の出入り)																			
	階段昇降																			
	トイレへの移動																			
	食事																			
	排泄																			
	整容																			
	更衣 (含:靴・着具の着脱)																			
	入浴																			
	家事																			
コミュニケーション																				

## リハビリテーション・プログラム、家族への指導、リスク管理、終了の目安・時期等

## 自己実施プログラム

## 前回計画書作成時からの改善・変化、プログラム変更内容 等

本人・家族への説明 H 年 月 日	本人サイン		家族サイン		説明者サイン	
-------------------	-------	--	-------	--	--------	--

<註> : 健康状態・参加・活動(実行状況、能力)・心身機能・環境は、WHO ICF(国際生活機能分類)による  
・詳細な内容が必要な場合は別紙記載の上、添付のこと

## リハビリテーション実施計画書(記載例)

計画評価実施日 ○○年 ○月 ○○日

利用者氏名 厚生花子 性別 男 年齢 70歳 (81歳)	誕生日 T10年1月5日生	要介護度 1	担当医 ○○	PT ○○	OT ○○	ST ○○	SW ○○	看護師 ○○
健康状態(原因疾患、発症日等) 膝関節症(右強い、20年前から) +廃用症候群	合併疾患	廃用症候群:口経度回中等度口重度 原因: 膝痛のための活動性低下	障害老人の日常生活自立度 正常 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 痴呆性老人の日常生活自立度 正常 I IIa IIb IIIa IIIb IV M					

本人の希望 一人で外出したい(特に近所、買い物)	家族の希望 これ以上悪くなつて欲しくない(平日は家事をして欲しい)
-----------------------------	--------------------------------------

参加目標	目標[到達時期]							評価項目・内容											
	家庭内役割: 平日の主婦業							家庭内役割: 特になし(2ヶ月前まで平日の家事実施。現在嫁が行っているが、嫁はパートにも行っている。) 外出: 家族の介助時のみ(3ヶ月前から介助必要)											
活動	自立・介護 状況 項目	自宅での実行状況(目標):「する活動」						日常生活での実行状況:「している活動」						評価・訓練時の能力:「できる活動」					
		自立	見守り	口頭指示	一部介助	全介助	行わず	自立	見守り	口頭指示	一部介助	全介助	行わず	自立	見守り	口頭指示	一部介助	全介助	行わず
	屋外歩行 (含:家の出入り)	レ											腕組み		レ				シルバーカー
	階段昇降	レ											レ		レ				
	トイレへの移動	レ						レ						レ					
	食事	レ						レ						レ					
	排泄	レ						レ						レ					
	整容	レ						レ						レ					
	更衣 (含:靴・着脱)	レ						レ						レ					
	入浴	レ							レ					レ					伝い歩き指導 洗い椅子使用
	家事	レ						平日の昼・夕食掃除					レ		レ				膝への負担の少ない方法の指導
	コミュニケーション							問題なし						問題なし					

## リハビリテーション・プログラム、家族への指導、リスク管理、終了の目安・時期等

膝痛のために歩行・家事などの活動制限を生じ、それによって生活が不活発となり、廃用症候群が進行している状態。そのため個別リハとして、活動能力向上させて生活を活発化させ、廃用症候群を改善していく。具体的には、

- 1) 膝に負担の少ない自宅生活での諸活動のやり方をPT・OTが指導し、自宅で行ってもらう。  
(特に家事は細かく指導していく。)(随時家族にも、自立までの介助方法を指導していく。)
- 2) 外出自立のために、適切な歩行補助具(買い物時はシルバーカー、それ以外は四脚杖)を使用した屋外移動、買い物等の活動能力向上訓練を行う。また家からの出入りや、靴の着脱能力向上をはかる。

外出が自立し、平日の家事が自立したら個別訓練は終了。その後は日常生活の中での活動性向上を指導していくことで、廃用症候群を改善させていく。

## 自己実施プログラム

下肢の運動(過運用に注意)

## 前回計画書作成時からの改善・変化、プログラム変更内容 等

本人・家族への説明 H ○○ 年 ○月 ○日	本人サイン	厚生花子	家族サイン	厚生次郎	説明者サイン	○○
------------------------	-------	------	-------	------	--------	----

<註> : 健康状態・参加・活動(実行状況、能力)・心身機能・環境は、WHO ICF(国際生活機能分類)による  
・詳細な内容が必要な場合は別紙記載の上、添付のこと